

187

12

新撰婚禮式
全

新撰婚禮式の序

凡そ禮の一日も吾等人類に缺くべからざるは今
更に言ふを俟たす然るに今の所謂禮法には稍も
すれは實踐しがたきものあり其故いかに云ふ
に抑も我が國そのかみの禮法の今に傳はりたる
は大抵武家時代に制定せられたるが多く従ひて
弓槍武具の取扱ひを主とし甲冑を帶ふ鎧直垂を
著て起ち居舉動ふさまを教へたるなれば其進退
周旋いかにも嚴めまかどくしくこそありけ
めされば其當時に在りてだに女子にはすべてを
通じて實踐せしむべくもあらざりけんを況て物

換り星移り目下公けには専ら立禮を採り用ひさせ給ひて衣服は大率歐米の風に模擬せらるゝ事となりたる明治太平の御代に至りて戰鬪を旨とせ三代の禮を執りもて行はんとするは抑も亦至難の事と云ふべし

然れども日常の事は暫く舊來の習慣に由りて各自の爲すが儘に打任せてもあらばありぬべしとするも人間一生の大禮たる婚姻の儀を如何かすべき近來の狀況を見るに禮に一定の式無きが故に各自の執り行ふ所實に千差萬別にして恰も異邦の人どちが相集まりて物するにも似たり而し

て偶ま禮の正しきに依らまく欲するものは勢ひ其道の人に問はざるべからず其道の人は其家に傳ふる所即ち自ら學べること自ら信ずるものを以て示し教へざるべからず然るに是等の人の云ふ所は大抵みなそのかみ諸侯の館に行はれつるものにしあれば其法の餘りに鄭重緩舒に過ぎて事物の複雑多忙なる今日には適當ならざらんことを恐れ従ひて其費用も亦自づから豫想外に嵩むべしなど、危み思ふが故につひに心ならずも非禮の風に靡きもて行くもの往々ありと聞くこそうたてき事なればに今の人位こそは高くもあ

れ職こそは尊くもあれ其富の程度を比ぶればそ
が陪臣の重なる輩にもまかざる者將た之れ無し
させず故に以上述ぶるが如き困難を感ずること
また決していはれ無きにあらず

然るにわが華族女學校々長細川潤次郎君夙に此
事に就きて深く慮らるゝ所あり此度本邦上古よ
り近世に至る迄の婚姻の法式を子細に調査し且
つ現今の習俗、社會貧富の程度如何をも觀察せら
れ爰に新撰婚禮式といへるものを著述已れに示
して宣ふ様禮を制することば或ひは僭越に似た
るべきを懼ること雖も如何せん余が相知れる人た

ちの中婚禮の式を教示せよなど請ひ問ふに及び
て其れに答ふるばかりの定説を求めざるべから
ず故に今この小冊子を編みて口答に代へんことす
御身も亦同じ心ならば其思ふふしをも加へよか
しと懇ろに示し給ひき已れが不敏なる能くこの
高教に答ふる所を知らずと雖も試みに竊かに聞
え上げてん抑も禮は體なり事體を得るの謂なり
と古人も説けりとか又彼の佛蘭西のルースダ
ルク女史が云へりしにも禮てふものは風俗と式
法とを合併一致したるなりと云ふ事を忘るべか
らずと教へて且つ女史が著したる禮法の書にも

禮は常に其時代に從ひて變更改正せざるべからずここを記されたためれ然るに貴著は今の世態時勢に合せて偏ならず迂ならず簡短卑近にして何人も能く理解ふ且つ能く實踐することを得べくまた暗に衣服調度の制限を定めて時弊の將に驕奢に流れんとするを防ぎ給へるまことに聖人禮を制するの深意に適へるものこそは申すべきなれ若し幸ひに此書の世に普く行はるゝに至らば爲に必ず大いに裨益すること多かるべしとてすなはち宣ふまに／＼いさゝか卑見の儘をも申し試みつさて尙其がゆゑよしを一言書き添へよ

こある却りてはやう無き誹りもやと覺ゆれど長者の仰するここを無下に辭みまつらんもぬや無きに似たればとて強て思ひ起してたゞありに斯くは記しぬ

明治卅一年十二月末つ方

下田歌子謹誌

新撰婚禮式

細川潤次郎著

緒言

婚禮は人生の大禮なり然れども徒に禮文の末節に拘泥するときは時を費すこと多く財を費すこと多くして富貴の家に在りても或は堪ふること能はざるものあらん貧賤の人に至りては力めて簡便を主とするは善きことなれども勿々事を了せんとして儀式を忽略し殆ど野合の風あるを免かれず忽略に失する者は固より禮を成さずして繁縟に過ぐる者も亦禮の本意に非ず禮家の言ふ

所を聞くに禮家にも各流派ありて其説一ならず人をして適從する所を知らざらしむ又古來婚禮に關する諸書を閱するに其説も亦一ならざるのみならず率ね繁縟に流れ今日の時勢に適合せず余之れを慨すること久し會媒妁となり婚禮の贊者となりて益感ずる所あり遂に舊例を考へ之れを斟酌して窃に其式を定むること左の如し庶幾くは人生の大禮貴賤貧富に通じて行ひ易からんことを

婚禮の大意

從來婚禮の式結納より里歸等に至るまで種々の節目ありて各其の方式を設けたり若し之れに拘泥するときは婚禮を行ふ雙方とも之れか爲家事を曠廢するに至るべし今日多事の世に當りて行はれ難きことなるべし想ふに此等の事は大抵末節に屬するを以て方式に拘泥せず家例若くは里俗に従ひ其人の身分に應じて其の節目のみを行ふべし但此の節目を行ふにも力めて時と財とを省かんことを要す余は婚禮の式を分ちて三節とせんす此の三節は又省きて二節となすことを得べく三節二節共に一日若くは一夜に行ふことを得べくして中等以

下の家にも必行ふことを得べきものなりとす

婚禮の準備

婚禮の式を行ふべき室は別に裝飾を要せずと雖も室内を掃除して清潔にし普通の床飾をなすべし但掛物は目出度き圖柄の者を用ふ若し高砂の圖の如き者あらば婚禮には適當なるべし瓶花の如きも松竹梅若くは何れの花弁なりとも都て目出度き者ならば之れを用ひて可なり或は盆栽を用ふるも妨げなし而して此床には神明を奉祀せる者と心得べし其の神明は産土神氏神其外常に崇信する所の神にて然るべしと雖も伊弉諾伊弉册の二神は耦生の神にましまして夫婦の道を始め給ひ皇國人

類の始なるを以て陰陽の御神として奉祀すること適當なるべし又此の二神を奉祀すと雖も産土神氏神其外常に崇信する所の神をも合祭せる者と心得て善かるべし床の上には三つ或は二つの三方を置く其の一は餅一重を盛り瓶子一對を据えたる者なり其の一は昆布錫を細に切りたる口手掛と稱する者を盛りたる者なり其の一は三重の土器を盛りたる者なり之れを略するときは一つの三方に土器を盛り前の兩隅に口手掛と稱する者を盛るべし然るときは二つの三方にて事足りぬべし三方の側に酒を注ぎたる注酒器を置く此の注酒器は尋常の爛鍋を用ふるも錫瓶を用ふるも便宜に従ふべし正式には長柄の銚子提子を用ふ此等の注酒器には大抵雌蝶雄蝶の裝飾あり雌蝶雄蝶を注酒器に附する

慣習は婚禮の時に限らず此れも慣習なれば之れに従ふも可なり但雌蝶雌蝶を附するときは注酒器は一対を要し酌人も本酌と加へこの兩人を要すること勿論なり此の三方の中餅を盛り瓶子を据えたるは神供にして其他の三方と注酒器とは婚禮を行ふ具なり要するに婚禮の家は神前に御饌御酒を供へ丹誠を凝らして奉祀し其の餘餘を受けて之れを嘗め以て夫婦の禮を行ふ者と心得べし前に言へる如く婚禮に神を祭ることは固より余等が思付きたるに非ざれども世には其の出處を知らぬ人もあるべければ貞丈雜記の一條を掲げて其出處を示さんこと貞丈は伊勢氏の故實家なれば此説も亦伊勢氏古來の説なるべし

祝儀の部

祝と云は神を祭る事也元服婚禮其外の祝にも又は公方様大名え御成の時も二重折置鯉置鳥瓶子などを座敷に置くは神へそなへ奉る供物也然るを今は只座敷のかざり物とのみ心得るはあやまり也元服御成などには軍神を祭り婚禮には伊弉諾尊伊弉册尊を祭りわたましには水神を祭り其外常に信ずる神うぶすな氏神をも共に祭りて息災延命武運長久子孫繁昌を祈る事を祝と云也神國の風也

新夫新婦の衣服の制太拘はらずと雖も普通の禮服を用ふる方人情に近かるべし今日の俗男子は袴羽織を以て

普通の禮服とし女子は白襟紋付を以て普通の禮服とす
但男子の羽織上衣共に紋付を用ふ

第一 夫婦の杯

或る禮家の説に婚禮の時刻は正午たるべしと曰ふと雖も貞丈雜記には古法に非ずとて古法に婚禮の時門外にて篝火を焼くことあり又上臈脂燭をさぼして迎に出ること舊記に見えたりと曰へり又婚の字女に从ひ昏に从ひて婚禮は夜中になすべきものと解すべく且世俗の慣習も率ね夜中なれば之れに従ふも妨なかるべし豫定の日時に至り新婦門に入れば新夫之れを玄關に迎へ一禮す新婦答禮す新夫已に退く接待の婦人或は待女郎若

くは媒人の婦新婦を伴ひて其家の一室に入りて休憩すべし準備已に畢れば待女郎媒人夫婦共に新夫新婦を伴ひて禮を行ふべき室に入り先づ床の前に跪き神を拜し舉りて各其席に就く床の方より左の方を新夫の席とし右を新婦の席とす媒人夫婦は各新夫新婦の次に坐す待女郎あらば新婦の次に坐し媒人の婦は更に其次に坐す新夫新婦待女郎媒人夫婦の坐定まるときは酌人次の間より出來り床の前に跪き口を盛りたる三方を捧げて之れを新夫の前に置く此三方には箸二本と紙を筋違に折りたる者數枚とを用意せるを以て其箸にて口を紙の上に載せ之れを新夫の前に置き次に此の三方を捧げて新婦の前に置き口を挿み紙に載せて新婦の前に置

き此の三方を床の上に置き次に土器を盛りたる三方を捧げて新夫の前に置く若一つの三方に土器と口を盛りたる場合には以上の手續をなさず直に土器と口を盛りたる三方を捧げて之れを新夫の前に置く此度は別に口を挿むことなし酌人又起て注酒器を執り新夫の土器を執るを見て酒を注ぐ新夫飲畢りて又注ぐ又飲畢りて又注ぐ又飲畢りて土器を置く是に至りて新夫一枚の土器にて三度飲畢れり酌人注酒器を下座に移し三方を新婦の前に置く酌人酒を注ぎ新婦飲む此の如くすること三度其の土器を下に移し第二の土器を執る酌人酒を注ぎ新婦飲む此の如くすること三度にして土器を置く酌人注酒器を下座に移し三方を捧げて之れを新

夫の前に置く新夫其の土器を執る酌人酒を注ぐ新夫飲む此の如くすること三度其の土器を下に移し第三の土器を執り飲むこと三度にして土器を置く酌人注酒器を下座に移し三方を捧げて之れを新婦の前に置く新婦土器を執り飲むこと三度是に至りて夫婦各飲むこと九度此れ謂はゆる三々九度の杯なり
注酒器に雌蝶雄蝶を附するときは本酌は雄蝶を附したる者を執り加へは雌蝶を附したる者を執り酒を注ぐ前雌蝶を附したる者の酒を雄蝶を附したる者に添ふるものごとす但三方は本酌人之れを取扱ふ
新婦の動作は待女郎若くは媒人の婦之れを補助すべし
土器を取扱ふ時の如きは最注意すべし

三々九度の杯を飲畢りたるごき酌人注酒器を下座に移し新夫の前に在る三方を捧げて床の上に置き次に注酒器を床の上に置き退きて次の間に入る媒人禮畢るを告ぐ新夫新婦各起ちて床の前に跪き神を拜し畢りて各休憩室に入る是に於て夫婦の杯畢る

酌人の起居動作に關して禮家其の方式を定めたりと雖も其の方式を習ひたる者を得難き所もあるべきを以て余は其説に拘泥することを欲せず但酌人に限らず待女郎媒人夫婦など此席に列する者は禮を行ふ前豫め手續を習ひ置きて差跌の憂なからんことを要す

口を盛りたる三方を用ひたる場合には杯を始むる前口を盛りたる紙を新夫新婦の右側に寄せ置くべし杯

畢るごき各其紙にて口を包み之れを懷にして起ち出づべし

三々九度の杯にて少しづつ飲むと雖も杯數重なるゆえ下戸の人には堪へ難かるべし女子に在りては特に然り多くは土器の酒を盡すこと能はざる者なり然れども之れを三方に覆すは不體裁なるべし豫め土器の側に小さき土器を置きて酒を覆す料とすべし夫婦の盃畢るごき覆し置きたる酒を棄つべし次の式三獻の時亦然り此の土器は古より用ひたるものにて此れを「したかはらけ」ごき「引かはらけ」ごき「すてかはらけ」ごき「すゑかはらけ」ごき「よさうの土器」ごき云ふ共に酒をのみてしたみをすつる土器の由貞丈雜記に見えたり

凡そ三々九度及び式三獻に用ふる酒は冷酒なり
三々九度の杯は全く古來普通の慣習なりと雖も女子よ
り杯を始むること多し然れども上古伊弉諾伊弉册の二
神巡柱の時陰の陽に先つことを戒め給ひしこと神代卷
に見えたる如く何事も夫唱婦隨の義に合ふこと當然の
事なるべし又女子より杯を始むるは中古の婚禮は女子
の家に於て行ひたるゆゑ女子は其家の主人として先づ
飲みて其杯を客に獻ずる遺風なる由鹽尻及び貞丈雜記
等に見えたり今日にては婚禮は大抵男子の家にて行ふ
ものなれば男子主人となりて飲み始むること適當なる
べし

第二 親屬の杯

禮家の説に據れば婚禮の當日には新婦の父母親屬共に
往かざる例なりと曰ふと雖も今日の俗は共に往くこと
多し此俗に従ふときは舅入の禮を省くことを得べくし
て却て便法とも謂ふべく且一男一女已に夫婦の禮を行
ふときは其の親屬も同時に相見の禮を行ふこと情理に
於て當れりとす此の相見の禮を行ふには式三獻の禮を
用ふ俗之れを結び杯と稱す
此禮を行ふには先づ席次を定むべし新夫新婦の席は前
に夫婦の杯に於ける如く左右相對して較下座の方に在
るべし新夫の尊屬親は新夫の上に坐し新夫の卑屬親は

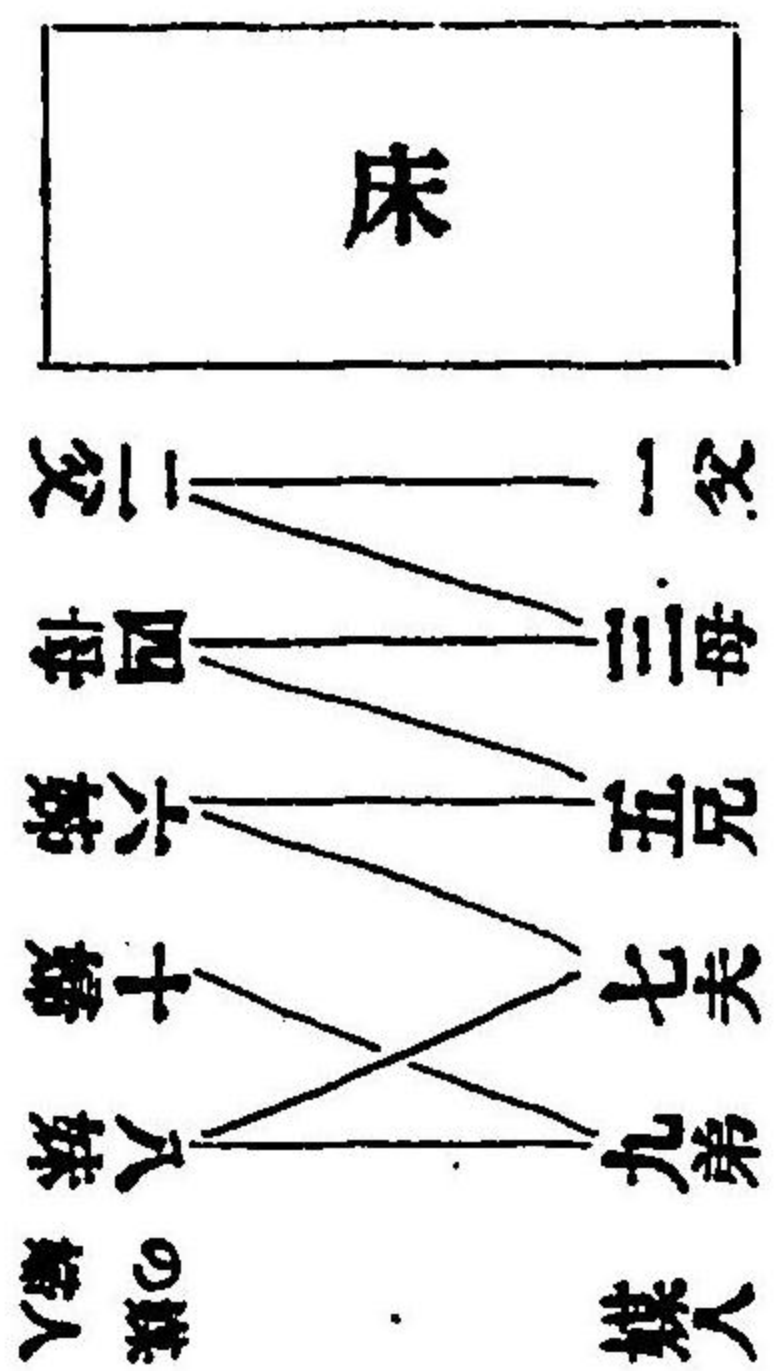
夫の下に坐す新婦の尊屬親は新婦の上に坐し新婦の卑新屬親は新婦の下に坐す左圖の如し

床



他は類推すべし

杯を指す順序は新夫の父より新婦の父に指す新婦の父より新夫の母に指す新夫の母より新婦の母に指す新夫の母より新夫の兄に指す新夫の兄より新婦の姉に指す新婦の姉より新夫に指す新夫より新婦の妹に指す新婦の妹より新夫の弟に指す新夫の弟より新婦に指す左圖の如し



此の親屬の在らざるとき若くは他の親屬の席に列したるときは此例に準じて斟酌すべし

座定まりて式三獻の禮を行ふ酌人床の上の三方口ぐとを盛る者りたを捧げて之れを新夫の父の前に置く次に床の上の注酒器を執り新夫の父の土器を執るを見て酒を注ぐ飲畢りて又注ぐ又飲む又注ぐ又飲む三獻已に畢れば酌人注酒器を下座に移し三方を新婦の父の前に置く注ぐこ三度飲むこ三度此より前に定めたる順序に依り各飲むこ三度新婦に至る新婦飲畢れば酌人其の三方を

床の上に置き次に注酒器を床の上に置きて退く媒人禮
畢るを告ぐ此に至りて各人互に挨拶すべし挨拶畢りて
又各休憩室に入る

若此法に依らずして各人酬酢するときは事繁冗に涉り
酌人惑ひ易くして或は錯誤を來すことあるべし

第三 親屬朋友合座の杯

婚禮の式は夫婦の杯及び親屬の杯に於て略畢れりこす
此次に親屬朋友合座の杯を擧ぐるは主とする所は饗禮
を行ふに在り饗禮は家々の慣習に従ふを妨げずこ雖も
事婚禮に屬するを以て猶式三獻の禮を行ふを可とす此
時の席次新夫新婦の尊屬親は親屬の杯の時に定めたる

如くにして可なりこ雖も新夫新婦及其の卑屬親は下座
に就き其他の客は尊卑長幼等に依り適宜に之れを定む
べし此の如くにして床の左右より相向ひて上より下へ
順々に著席すべし杯の順序は床の左の首座の人より始
め三獻畢れば床の右の首座の人に廻はし夫より左の次
の人に廻はし右の次の人に廻はし左より右々より左順
を逐ふて最後の人より杯を始めたる首座の人に廻はす
其人飲畢れば其の三方に注酒器を床に置きて式三獻
畢り夫より吸物出で、尋常の饗禮となる

前に言へる如く新夫新婦の衣服を袴羽織白襟紋付とす
るときは新婦たる者衣を更ふるに及ばずこ雖も從來の
慣習もあることなれば一度之れを更ふるも可なるべし

衣を更ふるには親屬朋友合座の杯に於て式三獻已に畢り饗禮に移らんとする時を適當なりとす
婚禮の式の主要なる者を分けて三節とす。雖も親屬の杯は之れを省きて親屬朋友合座の杯に合するも妨げなし。親屬朋友合座の杯には親屬をも包含すればなり。若し又親屬の外に他人の客なく媒人も亦其の親屬ならば別に親屬朋友合座の杯を擧ぐべき必要なければ親屬の杯の時式三獻畢らば直に饗禮を用ひて可なり。此の如き場合に在りては只二節なりとす。

婚禮後の要事

婚禮已に畢らば新夫新婦相伴ひて先づ産土神氏神の社

に詣で次に新夫の家の墓所に參るべし。夫より新婦は姑若くは他の親屬に伴はれて新夫の親屬朋友の家を訪問すること隨意たるべし。

附言

凡そ禮を行ふには其家の有無に應ずる者なれば女を嫁するにも相當に賁送すること。是れ亦人情の常なるべし。然れども禮文に拘泥し不急の奩具を備ふるが爲時間と心力とを費すことは窃に取らざる所なり。必要にも非ざる衣服調度の類長持筆筒の數の多きに誇るが如きは甚謂はれなき事なるべし。此等の品は時日を経るに従ひ其價を減ずるは勿論。或は時風の變遷に由りて遂に不用と

なるべき者少からず且多數の長持筆筒の類は狹隘なる家屋には貯藏すべき餘地もなく困却することもあるべし余輩は婚禮に必要な者の外は金銀若くは有價證券を以て賞送することを勧めんことす金銀若くは有價證券は時日を経るに従ひて其價を減ぜざるのみならず増殖して家政を補ふべく之れを貯藏すること容易にして女の爲に利益あるべく又婿の爲にも利益となるべし豈に兩便の事ならずや

新撰婚禮式終

明治三十二年二月廿七日印刷
同年三月三日發行

定價金貳拾八錢

著述者

東京市神田區北甲賀町一番地

細川潤次郎

發行者

東京市京橋區築地二丁目六番地

西川忠亮

印刷者

東京市京橋區築地三丁目十五番地

野村宗十郎

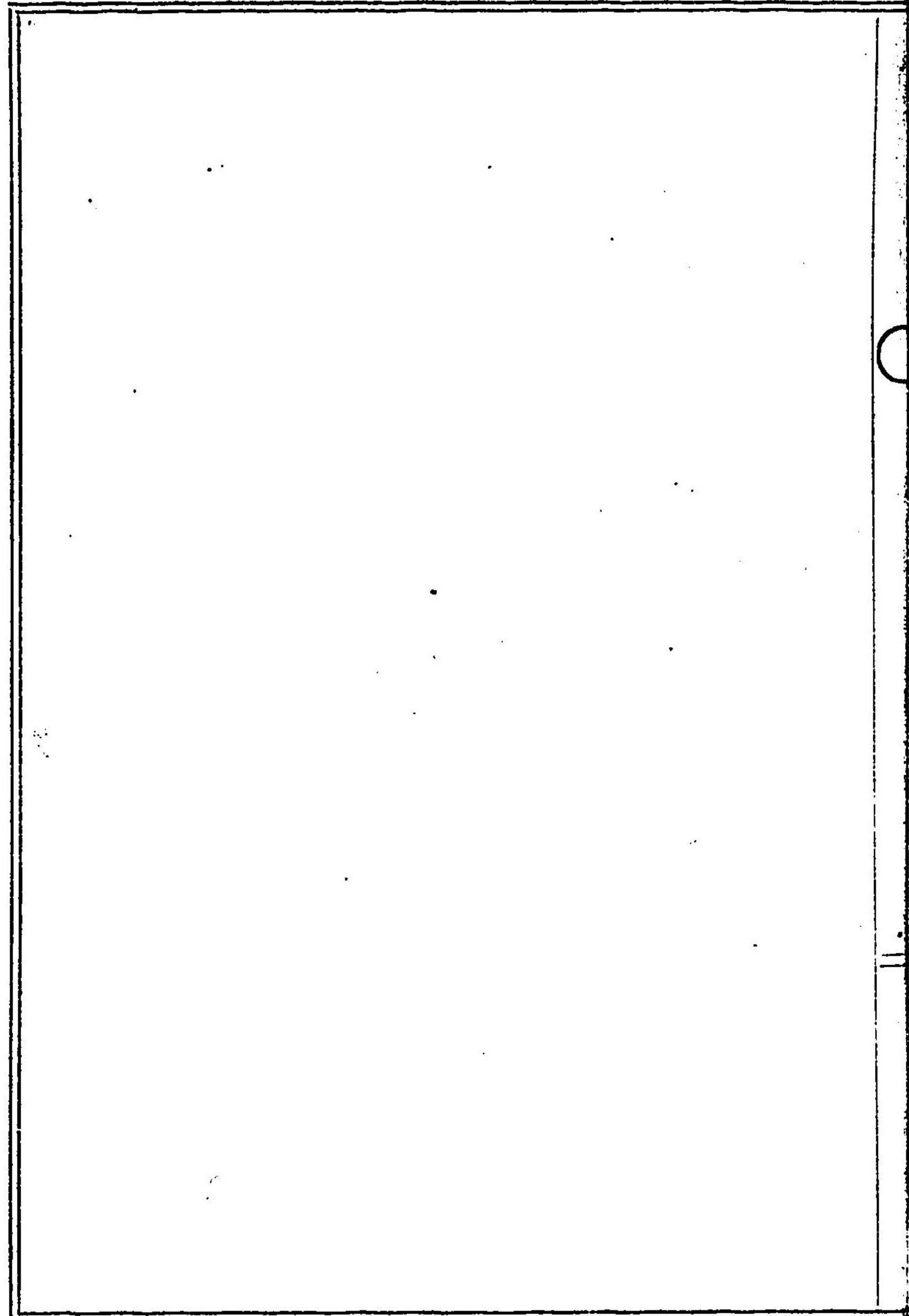
印刷所

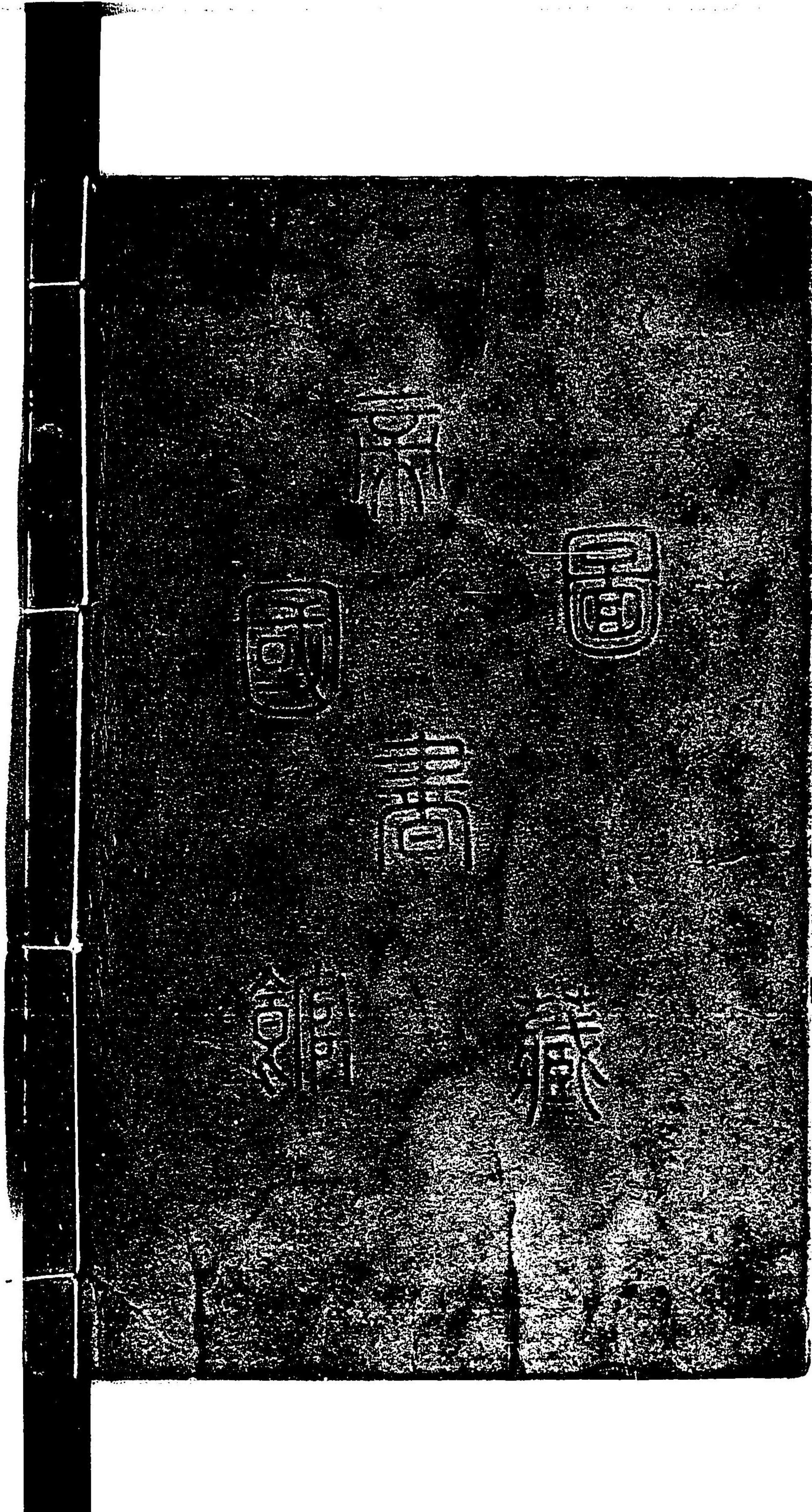
東京市京橋區築地二丁目十七番地

株式會社東京築地活版製造所



187-12





家

福

國

壽

德

藏

187
12

027337-000-7

187-12

新撰婚礼式

細川 潤次郎/著

M32

ADJ-0091

